

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(神奈川県担当部会)**

**令和元年7月 31 日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1900014 号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1900021 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成26年7月18日の標準賞与額を15万7,000円に訂正することが必要である。

平成26年7月18日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年7月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和62年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年7月18日

A社から平成26年7月18日に支給された賞与（16万円）について、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっている。

当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる賞与支給明細書（写）を提出するので、調査の上、請求期間の賞与を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出されたA社に係る請求期間の賞与支給明細書（写）及び事業主の回答により、請求者は、当該期間において、同社から16万円の賞与の支払を受け、1万3,412円の厚生年金保険料（見合う標準賞与額15万7,000円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細書（写）により確認できる厚生年金保険料控除額から、15万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、請求期間の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。